

令和 2 年度基本政策小委員会の審議の経過等について

令和 3 年 1 月 2 6 日
文化審議会著作権分科会
基本政策小委員会

1. はじめに

第 20 期文化審議会著作権分科会基本政策小委員会（以下「本小委員会」という。）においては、規制改革実施計画（令和 2 年 7 月 1 7 日閣議決定）や知的財産推進計画 2020（令和 2 年 5 月 2 7 日知的財産戦略本部決定）等を踏まえつつ、主に、放送番組のインターネット同時配信等に係る権利処理の円滑化について検討を行うとともに、その他、著作権行政を巡る諸動向についての報告を受けて、意見交換等を行ってきた。

その審議の経過等は、2. の記載のとおりであり、今年度、結論が得られていない課題については、来年度以降も引き続き検討を行うこととする。

2. 課題の審議状況について

（1）放送番組のインターネット同時配信等に係る権利処理の円滑化について

放送番組のインターネットでの同時配信等は、高品質なコンテンツの視聴機会を拡大させるものであり、視聴者の利便性向上やコンテンツ産業の振興・国際競争力の確保等の観点から非常に重要な取組であるところ、昨年度の小委員会における審議経過も踏まえつつ、規制改革実施計画において、次期通常国会での法案成立を目指した検討の段取り・スケジュールが改めて整理された。

これに基づき、8 月末に総務省において放送業界の要望のとりまとめが行われたことから、本小委員会では、「放送番組のインターネット同時配信等に係る権利処理の円滑化に関するワーキングチーム」を設置し、9 月以降、幅広い関係者からのヒアリングを行った上で集中的に検討を行い、令和 2 年 1 2 月 1 4 日付で「放送番組のインターネット同時配信等に係る権利処理の円滑化に関する中間まとめ」をとりまとめた。その後、意見募集手続を経て、第 4 回の本小委員会において更なる検討を行い、令和 3 年 1 月 2 6 日付で「放送番組のインターネット同時配信等に係る権利処理の円滑化に関する報告書」をとりまとめた。

（2）私的録音録画補償金制度の見直しについて

私的録音録画補償金制度については、知的財産推進計画 2020 において、「新たな対価還元策が実現されるまでの過渡的な措置として、私的録音録画の実態等に応じた具体的な対象機器等の特定について、関係府省の合意を前提に文部科学省を中心に検討を進め、2020 年内に結論を得て、2020 年度内の可能な限り早期に必要な措置を講ずる」とされている。

これを受け、本小委員会では、昨年度から行われている関係府省庁（内閣府・文化庁・経済産業省・総務省）における検討状況等の報告を受け、意見交換を行った。引き続き、関係府省庁における検討状況等を注視しつつ、必要に応じて、来年度以降、改めて議論を行うこととする。

（３）デジタル時代に対応した著作権施策の在り方について

デジタル・ネットワーク技術の更なる発展を背景にして、コンテンツの創作・流通・利用を巡る状況が大きく変化しつつある状況を踏まえ、知的財産推進計画2020において、「デジタル時代におけるコンテンツの流通・活用の促進に向けて、新たなビジネスの創出や著作物に関する権利処理及び利益分配の在り方、市場に流通していないコンテンツへのアクセスの容易化等をはじめ、実態に応じた著作権制度を含めた関連政策の在り方について、関係者の意見や適切な権利者の利益保護の観点にも十分に留意しつつ検討を行い、2020年以内に、知的財産戦略本部の下に設置された検討体を中心に、具体的な課題と検討の方向性を整理する。その後、関係府省において速やかに検討を行い、必要な措置を講ずる」とされた。

これを受け、本小委員会では、デジタル時代に対応した著作権施策の在り方について、これまでの著作権法改正等の経緯と今後の検討スケジュールなどを確認の上、議論を行った。

知的財産戦略本部においては、令和2年8月に「デジタル時代における著作権制度・関連政策の在り方検討タスクフォース」を設置し、関係者からのヒアリングを行いつつ、具体的な課題・ニーズの抽出やそれを踏まえた検討の方向性を整理すべく議論が行われているが、現時点（令和3年1月下旬）では整理に至っていない状況にある。このため、引き続き、同タスクフォースにおける議論の状況を注視しつつ、一定の整理がなされた場合には、来年度以降、本小委員会において本格的に議論を深めることとする。

（４）その他について

平成30年著作権法改正による「授業目的公衆送信補償金制度」に関し、①新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえた、令和2年度における早期施行（令和2年度に限って補償金額を無償とする特例）、②令和3年度以降の有償での本格実施に向けた補償金額の認可や財政支援の状況等について、それぞれ報告を受け、意見交換を行った。

インターネット上の海賊版対策を中心とする令和2年著作権法改正に関し、①「リーチサイト対策」（令和2年10月1日施行）、②「侵害コンテンツのダウンロード違法化」（令和3年1月1日施行）について、それぞれ、関係団体による取組や文化庁における普及啓発等の実施状況を含めて報告を受け、意見交換を行った。あわせて、文化庁において実施している著作権教育・普及啓発全体の状況についても報告を受け、意見交換を行った。

3. 開催状況

第1回 令和2年8月4日

- ① 基本政策小委員会主査の選任等について【非公開】
- ② 基本政策小委員会の運営について
- ③ 平成30年著作権法改正による「授業目的公衆送信補償金制度」の早期施行について（報告）
- ④ 「著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律」について（報告）
- ⑤ 放送番組のインターネット上での同時配信等に係る権利処理の円滑化について（ワーキングチームの設置を含む）
- ⑥ 私的録音録画補償金制度の見直しについて
- ⑦ デジタル時代に対応した著作権施策の在り方について

第2回 令和2年10月19日

- ① 放送番組のインターネット上での同時配信等に係る権利処理の円滑化について（ワーキングチームからの中間まとめの報告）
- ② 著作権行政をめぐる最新の動向について（報告）
（※）リーチサイト対策の施行及びそれに関連した関係団体の取組、文化庁における著作権教育・普及啓発全体の状況について報告

第3回 令和2年12月14日

- ① 放送番組のインターネット上での同時配信等に係る権利処理の円滑化について

第4回 令和3年1月26日

- ① 放送番組のインターネット同時配信等に係る権利処理の円滑化に関する報告書（案）について
- ② 著作権行政をめぐる主な動向について（報告）
（※）私的録音録画補償金の見直しに関する関係府省庁における検討状況等、授業目的公衆送信補償金制度の本格実施、侵害コンテンツのダウンロード違法化及びそれに関連した普及啓発等の状況について報告
- ③ 令和2年度基本政策小委員会の審議の経過等について

4. 委員名簿

	井上 由里子	一橋大学大学院法学研究科教授
	今子 さゆり	日本知的財産協会次世代コンテンツ政策プロジェクトリーダー
○	上野 達弘	早稲田大学法学学術院教授
	太田 勝造	明治大学法学部教授
	岸 博幸	慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科教授
	久保田 裕	一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会専務理事
	河野 康子	一般社団法人日本消費者協会理事
	後藤 健郎	一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構代表理事
◎	末吉 互	弁護士
	菅 浩江	S F 作家、光華女子大サブカルチャー論講師
	瀬尾 太一	一般社団法人日本写真著作権協会常務理事、一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会常務理事
	高杉 健二	一般社団法人日本レコード協会常務理事
	竹内 比呂也	千葉大学副学長・人文科学研究院教授
	田村 善之	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	中村 伊知哉	iU (情報経営イノベーション専門職大学) 学長
	福井 健策	弁護士
	前田 哲男	弁護士
	吉村 隆	一般社団法人日本経済団体連合会産業技術本部長

※◎は主査、○は主査代理

(以上18名)